令和８年６月９日

学校法人　徳島城南学園
理 事 会　御中
評議員会　御中

学校法人　徳島城南学園
監事　黒口浩二
監事　村上和義
監事　矢部誠一

監査報告書

私たち監事は、私立学校法（以下「法令」という。）第 52 条及び寄附行為第 28 条第１項の規定に基づき、令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで）の法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

（１）業務監査の方法及び内容（事業報告等の監査）

各監事は、監事会が定めた監査方針及び職務の分担等に従い、理事、学長その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

①理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、関係書類を閲覧するなどして職務執行の監査を行いました。

②理事が法令や寄附行為を遵守して業務を行うための体制（内部統制システム）について、理事会で定められた整備方針の内容を検証するとともに、その方針に従って実際の業務運営が適切に行われているかについて、理事や職員から報告を受け、確認しました。

③事業報告及びその付属明細書について検討しました。

（２）会計監査の方法及び内容（計算書類等の監査）

各監事は、会計監査人（渦潮監査法人）が独立した立場で適切な監査を行っているかを監視・検証しました。具体的には、会計監査人から監査の計画や実施状況について定期的に報告を受け、その内容を検討するとともに、法人の計算書類がすべての重要な点において適正であるとの報告を確認しました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその付属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示していると認めます。

②理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。

③内部統制システムの整備及び運用に関する理事会決議の内容は妥当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務執行に関し、指摘すべき事項はありません。

（２）計算書類等の監査結果

会計監査人（渦潮監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。会計監査人から年間を通じて監査計画や実施状況について報告を受け、その内容を精査・検討しました。当監事の監査結果とも整合しており、会計監査人の手法および結果は、学校法人の財政状態を適正に示していると判断しました。

以上